



安城市議会議員 石川つばさ通信 号外 市政レポート

「過労死ライン」 市職員49人が超過

9月定例会の決算審議を通じ、昨年度、49人の市職員が過労死ラインを超えて働いていたことが分かりました。過労死ラインは厚生労働省が示している基準であり、「発症前1か月間におおむね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月当たりおおむね80時間を超える時間外労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いと評価できる」としています。過労死ラインは必ずしも死亡した場合だけでなく、脳や心臓、あるいはメンタルに何らかの不調を来した際、業務と発症の因果関係を図るうえでも基準とされている数値です。すなわち、当該49人の職員に心や体の不調が現れた場合、仕事が原因である可能性が高いということになります。胸の痛みで突然倒れるなど、発症の場所が職場であった場合はもちろん、自宅など職場外であっても、何ら職場の責任が軽減されるわけではありません。こうした異常な状態は、昨年度に突然生じたわけではありません。下記の様に、人数の変動はありつつも高止まりの状態が何年も続いています。

過労死ラインを超えて働いた職員数の推移

2016年度	2017年度	2018年度
59人	64人	49人

これは、いつ死者を出しても不思議でない状況と言えます。過労問題は多くの場合、職場がその責任を認めません。本人の先天的体質や生活習慣などをあげ、あたかも本人に原因があったかの様に主張し、責任から逃れようとするのが常です。遺族にしてみれば、家族を奪われるのみならず、故人の名誉や人格までも傷つけられることとなります。こうした「セカンドレイプ」が遺族に与えるダメージは計り知れません。

あってはならないことですが、もし本当に過労死を出してしまった場合、安城市に反論の資格はありません。過労死ラインを超える長時間労働に有効な手を打たず、常態化させてきた経過を考えれば、その不作為によって生じた責任は反論することなく受け入れるべきです。また、毎年このような過労に満ちた決算結果に対し、「何ら異論のないところであります」との決まり文句でお墨付きを与え続けてきた議会側にも責任の一端があります。

今後、これらの懸念が杞憂に終わる早急な対応が求められます。なお、次号も職員の働き方に関する内容をお伝えします。